

耕作放棄地対策の現状について

農村振興課

1 平成29年度における耕作放棄地対策事業の概要

(1) 目的

耕作放棄地の増加は、食料自給率の低下に加え、洪水防止などの農地の持つ多面的機能の維持が困難になるなど、多くの問題を抱えてきます。
そこで、国の交付金や県単独事業等を活用し、農振農用地内の耕作放棄地を中心に解消を目指す取組を支援します。

(2) 概要

事業名	みどりの農地再生利用事業 (国・交付金事業とセット)	美しい農村景観整備事業		
		(一般型)	(景観改善型)	
趣旨	食料供給力確保の観点から耕作放棄地の解消を図るため、国交付金事業の活用を基本に、県独自に上乘せ助成をするもの。	美しい景観など、農業・農村が有する多面的機能の発揮の促進を目指し、所有者自らによる耕作放棄地の復元・保全管理等の取組や地域耕作放棄地対策協議会等による景観改善の取組に対し、県独自に助成をするもの。		
要件等	目的	営農	保全管理等	
	主体	所有者以外 ※1 農地中間管理機構	所有者等	地域耕作放棄地対策協議会等
	対象農地	農振農用地 ※1 ※1 戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者、農用地区域外の農地も対象	国交付金事業や右記景観改善型の採択基準に合致しない耕作放棄地	観光地等に至る幹線沿い(道路、鉄道等)にあり、市町村が景観上重要と判断した耕作放棄地
	条件	5年間の営農継続	3年間の保全管理等(①復元と②営農などの支援はセット)	
	復元工事費	100千円/10a以上 (再生作業+土壌改良)	工事費の下限はなし	
①復元に対する支援	事業期間	H21~H30	H22~H30	H21~H30
	実施内容	再生作業+土壌改良	再生作業	再生作業
	負担割合	(1年目) 国交付金 国 50千円/10a (80千円/10a)※2 県 25千円/10a (20千円/10a)※2 市町村 25千円/10a (20千円/10a)※2 ※2 集約化要件を満たす再生作業の場合 ◆補助金(定額) 100千円/10a	自己負担 1/2 県 1/4 市町村 1/4 ◆補助金(上限) 50千円/10a	自己負担 県 1/2 市町村 1/2 ◆補助金(上限) 100千円/10a
	重複利用の場合	補助率は国1/2、県1/4、市町村1/4		
②営農などに対する支援	実施内容	土壌改良(2年目) (肥料費・有機質材の投入等が対象)	草刈り、耕起、除草剤費など (種苗・肥料費等も対象)	耕起、景観作物等種苗、肥料費など
	交付年限	1年間	1年間(復元年度又は翌年度) (事業期間:H22~H30) (事業期間:H21~H30)	
	負担割合	(2年目) 国交付金 国 25千円/10a ◆補助金(定額) 25千円/10a	自己負担 1/2 県 1/4 市町村 1/4 ◆補助金(上限) 20千円/10a	自己負担 県 1/2 市町村 1/2 ◆補助金(上限) 50千円/10a

※1 戦略作物または産地交付金の対象に設定された作物を栽培する場合、土地所有者、農用地区域外農地も対象(ただし、市街化区域内農地は除く)

※2 集約化要件とは

再生作業を行う農地が、「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の経営等農用地(既耕地含む)で、1ha以上のまとまりの一部または全部であること